

第六十一回国会 衆議院 石炭対策特別委員会 議 録 第 六 号

昭和四十四年三月二十日(木曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 平岡忠次郎君

理事 神田 博君

理事 篠田 弘作君

理事 三原 朝雄君

理事 八木 昇君

大村 襄治君

進藤 一馬君

三池 信君

渡辺 肇君

渡辺 惣蔵君

理事 藏内 修治君

理事 菅波 茂君

理事 岡田 利春君

理事 田畑 金光君

佐々木秀世君

藤波 孝生君

三ツ林弥太郎君

中村 重光君

大橋 敏雄君

出席政府委員

通商産業大臣 大平 正芳君

通商産業政務次官 藤尾 正行君

通商産業省鈺山 石炭局長 中川理一郎君

通商産業省鈺山 石炭局長 長橋 尚君

通商産業省鈺山 石炭局長 橋本 徳男君

通商産業省鈺山 保安局長 新田 庚一君

中小企業庁次長 新田 庚一君

委員外の出席者

通商産業省鈺山 石炭局長 眞野 温君

炭地域振興課長 上原誠之輔君

労働省職業安定局 失業対策部長 有馬 駿二君

参 考 者 (産炭地域振興事業団理事) 藤田 一夫君

参 考 者 (直方市商工会 議所専務理事) 藤田 一夫君

三月二十日

委員金子岩三君、南條徳男君、八田貞義君及び

第二類第四号 石炭対策特別委員会議録第六号

廣瀬正雄君辞任につき、その補欠として三ツ林弥太郎君、藤波孝生君、大村襄治君及び渡辺肇君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員大村襄治君、藤波孝生君、三ツ林弥太郎君及び渡辺肇君辞任につき、その補欠として八田貞義君、南條徳男君、金子岩三君及び廣瀬正雄君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件 参考人出頭要求に関する件 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

○平岡委員長 これより会議を開きます。産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。本案について、本日参考人として直方市商工会議所専務理事藤田一夫君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり ○平岡委員長 御異議なしと認めます。よつて、藤田一夫君を参考人とするに決しました。なお、本日は本案審査のため、参考人として産炭地域振興事業団理事有馬駿二君が出席になっております。

而参考人には御多用のところ、御出席をいただき、ありがとうございます。まず、藤田参考人に本法の運用上の問題点等について十分程度御意見を述べただき、そのあと質疑に入ります。 それでは、藤田参考人をお願いいたします。

○藤田参考人 本席での議件審議に際しまして、ただいま御指名を受けた参考人でございます。かつて、九州管内では、最盛期におきましては、六百有余の炭鉱を算しておったわけでございますが、御承知のとおり、燃料革命によりまして石炭鉱業の合理化臨時措置法が制定されたことで、過ぐる昭和三十五年以来、第一次から第三次へと次々と終閉山認定炭鉱が相次いだわけでございます。特に石炭の最大基地といわれた福岡県の筑豊では、急激な傾斜下降をたどるうき目を見ておりまして、当時四百強を数えておった炭山は、御高承のように、今日では疲弊最もきびしい代表的な産炭地となっておりますわけでございます。認定の終閉山には固は手厚い保護策を尽くされてまいっております反面、さて、これまでの間におきまして、炭鉱と一体となって盛衰をともにしてまいりました資材、生活必需品、工事代金その他信用一本をもつてする炭鉱関連商工業者の納品売り掛け代金は、かつて相次いだ終閉山炭鉱経営者から、結局的にはいままでのところでは、ない袖は振れぬ式でございます。全く皆無に近い大量のこげつき未払いの仕打ちを大半こうむっているわけでございます。もつとも中には実に誠意ある措置をなされた炭鉱経営者の方もおります。しかしながら、概して御想像にたたくない甚大な被害は申すまでもございませぬ。したがって、このため仕入れ先からの支払い請求あるいは不渡り手形の買戻し、加えて未収代金の帳簿累積など、操作運営に矢たまま折れまして、過去におきましては意思の弱い者、どうにも処置に窮した者等におきましては、首つり自殺をいたしましたとか、あるいは逐電、転産業などが当時相次いだわけでございます。したがって、末端の納品業者は連鎖的な液状悲劇を繰り返して今日に至っているわけでございまして、まことに悲惨な様相を呈しているような次第でございます。商工

会議所並びに納品業界団体は、これらを何とかなりすすべての指導機関にお願い申し上げようといったことで、自來救済にわたつてこの問題の解決に親しく陳情運動を続けたわけでございます。これは結局、中小零細企業者が炭鉱と一体となって石炭の推進、石炭の開発、こういつたことに寄与したという、小さいながらもプライドはあるわけでございまして、小さいながらも、痛るところ、債権の保全が目的でございます。これは切実な問題でございますので、そういう運動を、過去繰り返して陳情をやつたわけでございます。切実な訴えをいたしたわけでございます。ところが、幸い、政府・国会におきましては、これら末端の声を取り上げていただきました。過ぐる昭和三十八年の八月一日付でもつて、法律第六十六号、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律、こういう法律が公布されたこと、地方公共団体、県の損失補償を前提としたこと、信用保証協会の特別保証制度、この措置となつて、政府系中小企業金融公庫からの融資無制限配慮をいただいた次第でございます。

このおかげをもちまして、確かに当時といたしましては、業界では大助かりでございました。そういう形になっておりますが、実際にこの法律に、貸し付けの期間が七年以内と規定がございまして、貸し付けの期間が二年半の償還、計三年の貸し付け期間でございまして、貸し付け限度額は、当初七百万円までとありましたが、その後一千万円まで貸し付けするやに記憶いたしております。

諸先生方に特にお願い申し上げたいことは、第一に、昨年十月中旬に北海道から九州に至ります産炭地域内の各商工会議所会頭さん三十二名の連名と、日本商工会議所会頭名で陳情申し上げました、いわば、産炭地域における中小企業信用保険

の特例法、これをさらに五年延長していただきたい、これが第一でございます。

第二番目は、産炭地域の中小工商業者で、炭鉱の終閉山の影響によりまして、御高承のとおり、転業または移転、これらを余儀なくせられました者、またその地にありまして、経営が著しく困難になつた者に對しまして実施されておられます。前述の中小公庫または国民金融公庫等からの特利の融資の限度額を現行百万円から三百万円に引き上げてほしい、これを第二番目に御要望申し上げます。

第三番目には、特に納品業者未収売り掛け債権保全のために、石炭鉱山整理促進交付金を大幅に増額して、これによる債務の弁済におきましては、これらの売り掛け金を労務賃金、鉱害補償金と同列に取り扱っていただきたい、これが第三でございます。

また、関連納品業界幹部会あるいは總會の名におきまして、団体といたしましてかねがねお願いの陳情の中におきましては、第一に、融資完全償還済みの事業所につきましては、二回の範囲で再融資回轉の認定をいただいております。非常にうれしゅうございます。業界人は、当時涙を流して喜んで実態がございますけれども、でき得ますならば、諸般の事情もございまして、この種の融資回轉は三回までで打ち切るといふことでございまして、さらに追加一回をお認めをいただきたい。これをぜひお願い申し上げます。ということが第一でございます。

第二に、お貸し付けの期間でございますが、ぜひとも二年据え置き五年償還としていただきたいとございます。万やむを得ないような事情もございまして、二年据え置きの三年償還はまあやむを得ないと思っております。これらの声は、ほんとうに第一線の関係業界、つまり苦悩経営のうち今日まで個々営々として自來建設に努力してまいっております商工業者、特に中小企業、零細が入っておりますが、今日ようやく曙光を見出さんとしております。これらの、県

内約三百五十から四百近くの事業所でございますが、ほんとうに涙のじむような叫び声を出しておるわけでございます。

近く石炭二法の成立間近だと推察いたされますが、省令や政令など新石炭政策といたしましての実施細目も取りきめられるでありましようし、商法上、道義上いろいろな問題もあるかと存じます。来たる昭和四十八年までを待たずに次々と今日まで御高承のとおり、なだれ閉山が急速に起こっております。こういうときでもございまして、以上の諸点等を十分要約いたしまして陳情申し上げた次第でございます。どうか、こうした事情でございますので、とくに御賢察くださいまして、常に国が力説いたされましように、中小企業育成の一環といたしまして、ぜひとも効果もたらされましよう、特に血の通った行政上の御指導実行のほどを切にお願い申し上げます、私の参考人としたしめての陳情を終わらせていただきます。

○平岡委員長 これにて参考人の御意見の陳述は終わりました。

○平岡委員長 質疑の通告がありますので、これを許します。大橋敏雄君。

○大橋(敏)委員 きょうはまことに御苦勞さまでした。

実は、きのうも北海道、それから常盤、九州の各市長さんが、産炭地域の苦境を訴えて、いろいろと説明しておりました。われわれは、新石炭政策の今度の影響によって、いわゆるなだれ現象が起ころんじやないかという非常な懸念のもとに、またいろいろと考えているわけでありまして、この産炭地域、特に中小企業者のいわゆる困り方というのには想像以上だと考えております。直方の方のようでありましようけれども、私の住まっております中岡のほうでも、大正鉱業の閉山に伴って、債権問題がいまだに尾を引きまして、トラブルが続いているわけでありまして、こういうことを見ましたと

き、確かに信用保険の改善あるいはいまの要望等当然のことではあります。炭鉱自身との中小業者の閉山における取りきめですね、そういう面も大いに力を入られる必要があるんじゃないか。というのは、中間の中小業者は、その資金の中から支払いを保証されていたわけでございますけれども、現実にはそれが支払われなかつたということでも、ものすごい負債をかぶつたかっこうになっているわけですが、その問題で、いまの債権者協議会というのができておりますけれども、いまだに泣かされて立場であつたわけですね。ですから、閉山になる前に炭鉱側とある意味で一つの条件をきめ、それを政府のほうに肩がわりいたしますか、保証させるといいますか、そのような何か手を打たれたほうがいんじゃないか、このよ

うな感じもするわけですが、そういう点はどうでしょうか。どう思いますか。

○藤田参考人 私が承知の範囲はすでに諸先生御承知のとおりと思いますが、実際をういう実態でございまして、ところが、実質にそれじゃ、こういう国のありがたい法律によりまして融資をしてもらうということになりまして、おおむね国は指導上、行政指導かと思つて、特に無担保でもって特別配慮してやれという親心があつたと思つて、ところが、実際に県の損失補償によりまして、県の信用保証協会の特別保証、こうなるわけですが、銀行さんの窓口を通すわけでございます。そうした場合には、これら業界人、あるいは炭鉱の関係者全体でございまして、必ずやまた担保を求められる。いままでいろいろとそういったことで苦慮し、いろいろ担保は提供いたしておりましたが、それに加えてそういうものを求められる。あるいは企業内容が少しくずいとか、またちよつと落ちるといふようなことがありましようなこともございまして、したがうしまして、実質百万円まででございますけれども、保証協会の特別金利でございますかあるいはその他いろいろな付帯するものを考えますと、ありがたく感謝を

しながら貸してもらつた金が意外にあまりうれしくないというふうな結果を生んでまうことと、加えて一面では、物価がどんどんはね上がつて、現地では炭鉱の第一線の皆さん方が少しく困つておるといふことは、ただいま先生がおっしゃつたとおり実際でございます。それでやはり何といたしまして、こういったものはスムーズに、あるいはあまり一般金融ベース並みに口やかましい取り扱ひをいたされぬように、市町村長の証明もございまして、国の御指示によりましてなるべく平易に借りられるといったような方策をお願い申し上げます。

先生、その程度でよろしゅうございませうか。

○大橋(敏)委員 実はきのうの説明の中で、四十二年度から四十三年度四月末まで、筑豊地帯では十二億三千四百万円の融資を受けておる。その中で回収不能になつておるものが六件で八百九千円とか、こう聞いたのですが、それは信用保険の問題でありますけれども、いま私の言わんとしていることは、中小工商業者と炭鉱との約束ごとといふことは、閉山になる前に何かきまつたものを取りきめた上で、それを政府のほうで裏づけされるような何か手打つべきではないか、これは中間の実例からこう申し上げておるわけ、その点どういふふうにお考えになつておるか聞いておるわけです。

○藤田参考人 私が少し聞き間違ひをいたしておつたようでございます。

事実上そういう認定を受ける場合に、われわれはほんとうに會議所といたしまして、業界といたしまして、窮地に追い詰められたかっこうです。すなわち帳簿そのものをさらけ出して市町村長の認定を受けて、手続を踏んでおるわけなんです。ところが、先ほどの説明のなれ合

ないが、これは五十万あることとしてやってくれぬか、そうすればおれのところは終閉山の認定を申請するのだ、そんなことがはたして事前に漏れるものだろうか。私も商工会議所の立場からはどうだろうかと思つておるわけです。しかしながら、もしそのようなことがあるとしたら、私も、やはり私も第一線では実際つかみかたいのです。それで御質問のようでございますが、そのことについてやはり行政指導ですね、通産局あるいは県、市町村あるいは商工会議所、それから関係団体、これらが一体になって、不正のないように、また炭鉱側のために無理な売り掛け金があるようなことをしたり、そういったことをしてはならぬと思つておられます。いままではあまりそういうことを聞いておりませんが、事実はあつたかも知れません。私もはばか正直といひますか、まじめにやってきましたつもりではございます。

以上でよろしくございませうか。

○大橋委員 いろいろのときのようにわたりにまして皆さんの要望も十分承りましたので、今度は委員会の審議の席上で皆さんの要望を十分反映していくように努力してまいりたいと思ひます。

○平岡委員長 藤田参考人に対する質疑はこれにて終了いたしました。

藤田参考人には御多用のところ御出席をいただき、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。

○平岡委員長 質疑を続行いたします。田畑金光君。

○田畑委員 いま審議しておる中小企業信用保険に関する特別措置法の一部改正法に関連してお尋ねをするわけですが、昨日来、またきよの参考人のお話にもありましたように、石炭企業の倒産に関連して一般売り掛け債権をどう確保するか、この問題が地域の経済、産業にとって非常に大きな問題であることは、われわれもよく承

知しておるわけでありませう。そこで今度の新しい政策、措置によれば、貸金債権あるいは金融債権、さらに一般債権等については、いままでの政策に比べてそれなりに前進した手が打たれておるわけでありませう。いまお話しした中小企業等については、一般債権の面で従来より以上に債権確保については、対策がとられておると考えておるわけでありませう。すなわち閉山交付金についても、従来のトン当たり平均二千四百円が今回は三千三百円に上がつておる、こういうことでありませう。それだけ中小企業者の債権確保等についてもある程度前進しているものはかられておると考えておりますが、前回の対策と今回の対策とはどういう面でもういふ相違があるのか、あるいは今回の新政策のもとでの程度前進しておるのか、この点をまずお尋ねいたします。

○中川(理)政府委員 関連中小企業者あるいは従業員その他債権者に対する閉山による打撃緩和のための措置といたしまして、今回新たに御審議をお願いしておりますことは、二点ございませう。

一つは、予算をお願いしております一般閉山交付金制度の改善でございます。これは田畑先生よく御承知のように、閉山が従業員をはじめとして産炭地域の中小商工業者や鉱害の被害者に対して非常に大きな影響をもたらすものでございませうので、この打撃あるいは影響の軽減をはかるために、四十四年度からは現行の閉山交付金トン当たり平均単価二千四百円というのを三千三百円程度に引き上げたい、かように考えております。これはあくまで平均額でございます。閉山交付金の計算方法は、先生御承知だと思ひますけれども、一つには鉱業権及び主要坑道の評価方式によつて金額を算定しております。これは現行制度どおりに考えております。これに加えまして今度新しく考へておりますのは、この鉱業権及び主要坑道の評価方式のほかに、現在の制度でも特別加算額ということで、トン当たり四百円というものがございませう。これを増額いたしますことを今度考へておるわけでございます。この場合に鉱害

の債務というものが大きな要素を占めますので、鉱害賠償債務の多寡に着目いたしまして、地域ごとにこの鉱害量の大きさを勘案いたしまして格差を設けまして、従来のトン当たり四百円というものにつきまして、北海道で千七百二十円というものを、一定の推定によりまして計算をいたしました。これを特別加算額の増額ということで措置をいたしました。かように考へておるわけでございます。

なお、もう一つの新しい制度といたしましては、先ほど御指摘がございましたように、企業単位で閉山をいたします場合の特別交付金制度というものを設定いたしました。これにつきましては清算を終わりましたあとでの未回復の債務につきまして、従業員債務については大体七五%、一般債権等につきましては五〇%程度のものをそれぞれに計算いたしました。この合計額を事業団から交付するということといたしておるわけでございます。そこで、企業単位の閉山でございますも、一般閉山交付金制度による閉山交付金の交付を希望いたします場合には、これは一向差しかえないという立場をとつておるわけで、特別制度と一般制度とは、当該閉山炭鉱あるいは会社の希望によりまして、いずれかを選ばせるということにいたしております。債務状況の実際に着目いたしましておそれる会社側は判断する、こういうことにならうかと思ひます。以上のようなことをやりますと、田畑委員も前に御苦勞なすつたのでございませうけれども、大日本炭鉱の際のように、中小商工業者の債権の回復額というものが実績としておそれる一割前後にしかならなかつたという状況が、少なくとも五割近い程度までは回復するものと私も考へておるわけでございます。

○田畑委員 今回の政策によれば、いま局長がお話になりましたように、一般閉山交付金でいくか、あるいは特別閉山交付金でいくか、それぞれを選択にまつということになるようでありませうが、それはそれといたしまして、特に私お尋ねしたいのは、いま問題となつておる関連中小企業者の債権の確保というものがどの程度より前進した形で保証されるか、この点にあるわけでありませうが、お話を承りますと、いままでの閉山の事例によれば、またいままでの閉山交付金については一〇%ないし一二、三%程度に現実には終わつておるわけでありませう。これが非常に深刻な問題を投げかけたわけでありませうが、今回の措置によれば、これが五〇%は保証される、こういう見通しであるということでございます。これがその場合、さらにまた具体的に一体どの程度の売り掛け債権をこのワクの中に入れるのかどうか等々、技術的に困難な問題も出てきようとは考えますが、今回の新政策によれば五〇%近くは保証される、このように見えてよろしいわけですか。

○中川(理)政府委員 原則として申しますと、いま御指摘のとおり、大体五〇%程度のものを回復し得るということに相なるものと考へております。具体的には二つの原則を立てておるわけで、これはいずれ政府令段階ではつきりすることになると思ひますが、取り立て不能額の五〇%かあるいは当該炭鉱の出炭量のトン当たり千円といった一つの目安をつくりまして、そのいずれか低いほうで総額を押える、こういうことにならうかと思ひます。企業によりましては、いま中小企業者等に負つております一般債権が非常に多いものあるいは非常に少ないものがございますので、いまのトン当たりの単価を一つのものさしにいたしておりますので、若干のことでこぼれ出てくるかと思ひます。したがつて五〇%まるまるということにはならないケースも起こり得るかと思ひますが、いまおおよそ私も推算しております想定される一般債権、こういうものの額を念頭に置きますと、ほぼ五〇%程度に近いものが実際問題として支払われることに相なるのではなからうかと考へております。

○田畑委員 この法律による中小企業信用保険の、実際各府県単位の信用保証協会のこの信用保険公庫との再保険契約、こういう面についていま

までの実績を見ますと、意外に成果があがっていない、こういう点が出てくるわけでありませう。きのうきょうにかけて産炭地域における、特に中小企業あるいは小売り商その他地域の人が深刻な打撃を受けておられること、またこれらの人が立ち上がるために、あるいは転業するために、事業を縮小するために、相当借入れに依存せざるを得ぬ、こういうことが強調されてまいりましたわけでありませう。しかしいままでの実績を見ますと、再保険の業務の内容というものが意外に少ないというところは一体どういふことなのか。たとえば私の手にある資料によれば、保険をつけた実績など見ますと、各炭田別に載っておりませんが、北海道や福島などという県は全然ない。最も大きな問題をかかえておられる福岡県を見まして、昭和四十二年の実績をとってみても、一億二千七百七十万円にすぎない。また無担保保険あるいは普通保険の内容等を見ても、この法律の期待した成果をあげていない。こういうようなことについていささか疑問を感じるわけでありませうが、このようにせつかく産炭地中小企業のことをおもひながらつくったこの法律に基づく特別措置は、期待したほどの実績があがっていない。この点は原因が那邊にあるのか、まずその点を承りたいと思います。

○新田政府委員 産炭地の保険特例の実績は、昨年九月までの実績を申しますと、約五百件で八億円の金額になっております。これを経過的に見ますと、三十八年度、九年度と終閉山が非常に多い年は非常に金額が大きい。四十年、四十一年度あたりからだいぶ少なくなっているというふうな経過をたどっております。今後はこの金額は増加するんじゃないかというふうにも見ております。

先生いまお話しの問題でございますけれども、御指摘のように、この保険法は地方の府県の保証協会の保証を再保険するものという仕組みになっております。その府県の保証協会は県がやっております産炭地金融の制度金融でございますして、そ

の制度金融が各地区の実情、それから保証協会、県の方針によつていろいろ内容が違つておられるわけでありませう。この保証協会のやつておられます特別保証制度との関係から、たとえば佐賀とか茨城のように、この保険の特例制度と全く同じ条件で保証制度を設けておられますところは一〇〇%保険に付保されているわけでございます。またこの保険特例は終閉山と直接関係のある事由を保険事故の事由にしておられますけれども、産炭地の府県によりましては、この保険の条件をややゆるい保証条件で保証しているというところで、たとえば福岡とか長崎とかは付保率が約五二、三%になっておりますが、そういう県あるいは特別な保証制度も、したがつてこの保険特例の適用も全然やっておられない県としましては熊本と福島とあるわけでございます。もちろんこの保険特例の特別な保証制度がない場合でも一般の保険の適用を受けておられるわけでございます。この特例の保険をかけるにかけただけでございます。普通の一般の保険にかけられるというところに相なつておられるわけでございます。そういう各炭田によつていろいろ違つておられますので、それを平均しますと各保証協会がやっております保証よりは保険をかけている金額が非常に少ない。しかし府県の保証というものは相当な金額でやっておられるというふうな実情でございます。

○田畑委員 いまあなたのお話のように、なるほど三十九年については保険の実績も二億一千六百六十万、金額からいうと、比較的相当の金額にのぼつておられるわけでありませう。しかし終閉山というのはこれ以降も相当量のぼつておられることは御承知のとおりであつて、四十一年度の答申に基づき四十二年から新石策が出て、それ以降また相当閉山が多発していることも事実であるわけでありませう。四十年、四十一年度、四十二年などを見ましても、四十年は三千六百九十万、四十一年度は一億一千三百九十五万、四十二年は一億七千五百八十五万、これは意外にこの特別保証制度の利用というものが低いわけでございます。いま

お話しのように、各県においてはそれぞれ異なる信用保証協会の制度金融等についてまちまちな違いがあることも事実でありませうが、しかしせつかくこのような制度ができて、またこの制度が中小企業のためにある制度であるとするならば、中小企業庁等においても特に指摘された一、二の県については全然この制度がないわけでありませう。産炭地域において、こういうような点等について中小企業庁としてはどういふ指導をなさつておられるのか。少くもこういう指導、中小企業庁はこういうような面について指導し、助言し、援助するぐらゐの親切心があつてよいと考えます。この点については今日までのようにやつてこられたのかお尋ねしたい。

○新田政府委員 確かに先生お話しになりましたように、終閉山とこの保険の金額との関係は、一つの長期的なカーブでは大体相応していますけれども、各年度別に見ますと多少シグザグになるというところは御指摘のとおりでございます。各保証協会の保険にかけます付保率というものは、協会としても非常にばらばらでございます。それが特別を受けるときには事務的に、黙つておれば普通保険にかかつてしまうので、これは特例ですというふうなピックアップをするわけでありませう。そういう事務的な面もかなりあると思つて、これは協会別に保険を調査しておりますが、いづれにせよこの保証を伸ばして金融が円滑にいくようにするために、政府としても融資基金を保険公庫に出資します。これは信用の保証しているわけでございます。これは信用の保証の拡大のほかに、こういう産炭地の保証の特別の政策目的のための特別な融資制度、特別貸し付け制度もあるわけでございます。これにつきましても、従来もやっておりますが、今後とも各地方の実情に応じて積極的にこの貸し付け制度の運用をやつて、そして保証協会の業務をより強化しますとともに、その保証の円滑化に資したい、そういうふうに考えております。

○田畑委員 いま私があなたにお尋ねしたいことは、

は、こうやりたいということではなくして、今日までの制度運用について中小企業庁としては具体的にどのような指導措置を産炭地域の府県等につけておられたのか。今日まで具体的にどうやってきたことについてお尋ねをされているわけでは、現にあなたの御答弁の中にありましたように、一、二の県については全然この制度の利用がなされていないところもあるでしょう。それで私も実際産炭地において、炭鉱の閉山に伴う中小企業の融資の問題等についていろいろ相談を受けていろいろ助言をし、また中小企業の再建のために個人的な立場でしばしば協力する機会に出くわすのでありますが、県によつては、このような制度というものが全然何ら生きていない、利用されていないところがあるわけでは、こういう点について、中小企業庁として具体的に何をやってきたのか。また、これは単に中小企業庁だけの問題としてではなくして、これはやっぱり石炭に関連する問題でありますから、鉱山石炭局としても、この法律の運用による末端の実情がどうなつておるか、このことは当然把握しておると考えるわけでありませう。これらの点についても、どういう指導なり助言なりをやつてきたか、あわせてお尋ねしておきたいと思つておられます。

○新田政府委員 先ほど申し上げましたように、特別貸し付け制度を中心としまして、各保証協会の資金需要に応じて、この貸し付けの条件というものは、こういう問題についてはできるだけ緩和してまいりませう。現在までの実績は一億三千万ほどでございますが、ただ、全然特別の保証制度をやつておられない県につきましては、ほかの産炭地の県でやつておられる実情をいろいろお話しして、そういう貸し付け制度もそういうふうな制度をとつていただくのじゃないかというふうなことを話したことがございますけれども、今後ともそういうふうな指導を強化してまいりたいと思つておられます。

○中川(理)政府委員 全般的な保証協会なり県に対しての中小企業金融の問題につきましては、中

小企業庁が主務庁でございますので、たゞいま新田次長からのお答えにございましたように、全面的な協力を私どももお願いしておりますわけでございますが、お話しした通りでございます。通産局長の認定に基づいて行なうことでございますので、石炭問題に關連する限り、私どもは地方通産局に奮勵いたしまして、制度の趣旨を生かせるように、全面的な努力をしておりますつもりでございます。認定問題等をめぐって制度が円滑に動かないというようなことはないと存じておりますが、あと御指摘のように、それぞれの県の立場で、若干積極性その他について問題があるところがあるかもしれません。これは今後私ども直接なりのほうから、いろいろなこととひとつ認識を新たにしております。積極的な活用をお願いしたいと思っております。

○田畑委員 これは私は、中小企業庁と鉱山石炭局長に、特にこの制度の活用について、強く關係府県を指導し、せっかくできた制度なり法律なり国の援助措置というものが末端において何ら実効をあげていないということでは、これはあなた方の責任も十分果たしていないということにもなるわけですから、この点はとくとつ念頭に置いて善処を願いたいと考えておるわけであります。

このてん補率等については、一般とそれから災害、産炭地倒産防止とは、それぞれ当然別になつておるものだと考えていたわけでありまして、普通保険の場合だけが違つておるが、あとは特別の大口保険にしても、無担保保険にしても、いずれも八〇%だ、こういうことになっておりますね。この点について、実は昨日采関係市町村長の皆さん方の強い要望として、県によつては、国が八〇%見るならばあとの二〇%は県が見るとか、あるいは県と市が一〇%ずつ分け合つて見るとかいうところもあるようでございます。また、県によつては全然やらないという、福島県のごときはまさにその典型ですので、この点についてはてん補率を特に産炭地の深刻な状況ということに

かんがみて一〇〇%に上げてもらいたいという強い要望があるのですが、これをやることによつてどういふ影響があるのか、この点ひとつ中小企業庁のほうから考え方を聞かしてもらいたい。できれば一〇〇%のてん補率を確保してもらいたいというのが、私の言いたいことでもあります。その影響はどういうところに出てくるのか。

○新田政府委員 このてん補率の問題でございますが、先ほどお話しいたしましたように、この特例がございましたときは、てん補率八〇%というのはいまこの制度しかなかったわけでございますが、四十年に特別小口保険それから無担保保証保険というものがございまして、これが八〇%、特に無担保、無保証というきわめて特殊な零細企業に対する保険でございます。そういった制度をつくらなければなりません。したがって、現在七〇%のてん補率になっておりますのは、普通保険と近代化保険でございます。ただこの八〇%のラインでございますけれども、保証協会が一〇〇%の保証をする、それを国が再保険をするといったような場合のてん補率の限度はところが一番妥当かということでございますけれども、やはり保証協会の保証事務を保証協会が自主性をもって、また責任ある適正な保証をするということをご指導するために一〇〇%保証するというの

は、やはり問題があるのではないかと。そういったことで、たとえば農業の信用保険とか、あるいは中小漁業の融資保険といった再保険をやっている同じような制度がございまして、いずれも七〇%となつておるわけでございます。八〇%というのは優遇のぎりぎりの線じゃないかというふうな、私どもも検討しましたけれども、そのような結論になつておるわけでございます。

○田畑委員 私は、いまの点についてはひとつさらにもう御検討を願うということ、希望として、中小企業庁としても頭に入れておいていただきたいと考へますが、次の問題に移りたいと思つております。大田は何時ごろ見えますか。

○平岡委員 十一時四十分の予定なんですが、参議院の予算のほうでまだおくれしております。

○田畑委員 それでは、せっかく産炭地域振興事業の筆頭理事がお見えになつておりますので、この産炭地域振興事業のことについて、実情をまず承りたいと思つております。

率直に申しまして、産炭地域振興事業団が、産炭地域において産業基盤の整備であるとか、あるいは地域振興の発展の上に乗せてきた、また果たしつある役割りは相当高く評価してよろしい、こう考へておるわけでありまして、工業地の造成であるとか、あるいは工業用水を設けることであるとか、あるいは設備資金の長期運転資金の融資であるとか、あるいは工作物を建設し貸与をするとか、いろいろの事業が事業団の仕事としてあるわけでございますけれども、産炭地域振興事業団としては大いに仕事をやりたいのだが、金が足りない。端的に言うところ、このあたりに、なかなか思うのですね。それで、現在事業団として、私が申し上げた事業団のやる仕事の内容について、どのような需要供給關係に、資金面から見たときになつておるのか、このあたりについて、一般論としてまず御説明いただければと思つております。

○有馬参考人 産炭地域振興事業団の現状について、ごく簡単に御説明申し上げます。事業団発足以来たゞいままで七年間になつてまいりました。設立当初はいろいろ、土地をつくりましても売れない、あるいは進出企業もなかなか出てこないというような非常な悩みがあつたわけでございますが、一昨年以来、企業進出が非常に目立つてまいりまして、今日では、たゞいま田畑先生お話しのように、お金が足りないというような実情になつてまいりまして、具体的に申し上げますと、土地につきましては、現在までに完成いたしました土地が約七百二十万坪になつております。そのうち、契約済みで約四百万坪ほどのものがございまして、すでに五割以上のものが譲渡済みとなつております。資金の融資のほうは現在約六百ほどの企業に融資をいたしてお

りまして、特に昨年来融資の申し込みが非常に多くなつておりますために、昨年は、年度分のワークがすでに八月ごろになつてしまひまして、この一月にさらに約十六億ほどの追加が認められて、これもたゞいま手続をいたしておりますが、十六億ほどのワークはすでに全部使ひ切つております。四十四年度につきましては、ワークといたしまして、資金が約七十二億ほど、そのほかに十億ほどの債務負担行為をいたしておりますので、八十億余りの資金になつておりますが、現在すでにこれに近いの申し込みがありまして、この事情であります。もちろんこれがすべて適正な企業というわけにもまいりませんが、そういうような事情でもって、土地の売れ行きも、また企業の進出におきましても非常に活発でございます。そのために、四十三年度におきましては、融資比率をなるべく四割ないし五割ぐらいのところへもつていきたいと考へておりましたが、平均いたしますと、三割ぐらいにしかいかないのでないかというふうな考へております。四十四年度につきましても、土地の造成の要請も各方面から非常に強つております。一面各地の土地の値上がりなども実はかなり激しいというふうなことから、土地の取得にもかなり苦勞をいたしております。そういうことで、四十四年度になつてまいりまして、今年度には比べまして、総予算におきましては七割ぐらいふえてはおりますが、なおかつ融資につきましても、土地の造成につきましても、今後資金が不足してくるということが予想されておるような状態でございます。

○田畑委員 まう筑豊の山田市の市長さんが、この委員会で発言をしておられました。その話によりますと、筑豊地区の場合、せっかく工業団地を造成しても、いろいろな立地条件であるとか、あるいは筑豊の内陸部等は輸送幹線道路の問題、水の問題あるいはいろいろな地域社会に対する理解が十分でないなどの理由で、企業の進出が控れておる。ことばをかえて言うと、売れない土地が相当残つておる、こういうふうなお話がございます。

いましたが、事業団が今日まで土地を造成された、たとえば筑豊なり九州のその他の地域なり、あるいは宇部なり常磐なり、あるいは北海道なり等々について、土地の造成、そしてこれがその後売れ行きなどの面でどうなっているのか、地域ごとに御説明願いたいと思います。

○有馬参考人 地域別に概略の御説明を申し上げます。

九州について申し上げますと、最近の状態は、筑豊につきましては、いわゆる粕屋炭田地区と申しますか、福岡の周辺のところは、前々から工業立地が非常に多いというふうなことでござりますが、売れ行きが非常に良かったわけでありまして、最近北九州地区から南にまいりまして、直方周辺のところまでは非常に売れ行きがよくござっております。続きまして飯塚周辺にかなり企業の進出が最近は見られておるようでございます。一番奥地でございますところの、ただいまお話がございました山田あるいは田川というような地帯につきましては、全然出てないこととございまして、やや進出がおそいというふうなことが実情でございます。佐賀県につきましては、伊万里地区は非常に進出が活発でございますが、多久地区につきましてはかなり出ております。最近は大町、北方地区につきましてもかなりの引き合いがあるような状態でございます。長崎県につきましては、佐世保の周辺は非常に活発でございますが、北松浦になりますと非常に立地が悪いということで、まだ進出が見られないような実情でございます。それから宇部地区は、これは非常に活発な状態でございます。

常磐地区は、現在のところは土地をつくり出すと、これが完成する前からもうその倍も申し込みがあるというふうなところもございまして、常磐地区は非常に活発でございます。

北海道につきましては、これは何と申しましてはまだ島が離れておるといふようなところもございまして、企業の進出があまり顕著ではございせんが、現在のところでは美幌を中心としたしま

した地区に、かなりの工場が進出してあります。それから道東地区につきましても、若干の工場がやはり進出を見ておるような状態でございますが、ほかの地区に比べますとややおそいような状態でございます。

これらの全体を通じてみますと、ただいまお話がございましたように、水だとかあるいは道路とかなかなか売りにくい、企業も進出しにくいというふうなことがいわれるようございまして、そういううりつばな道路ができ、あるいは水ができませんれば、立地条件が著しく上がってくるというふうなことは、現実に見られておるようでございます。また、もう一方、ただいまお話のございました地域社会への理解と申しますか、産炭地域というのに対してのところのイメージ、これが非常に今日まで暗いイメージを持たれておるといふことが問題でございます。私どもは、産炭地域というものは決して暗いところではない、明るい緑の野原であるということとPRをはかっています。また、極力イメージチェンジをはかっています。また、北海道につきましても雪の問題を非常に心配いたしておりますので、私も映画などもつくりました。主要な道は北海道でも、冬のさなかでも自由に通れるんだということ、そういうPRをいたしまして、極力企業の誘致につとめておるわけでございます。

○田畑委員 有馬理事の御答弁で実情はよくわかりました。そこで有馬さん、もう一つ念を押しておきたいのですが、ことしの産炭地振興事業関係の予算は昨年比べて七割ふえた。七割ふえたということとは皆さんにとってもそれだけ仕事量がふえたということにもなりましようが、しかしまた土地などを見ますと、土地の値上がりだのあるいは事業を遂行する上の物件資材費等の値上りを考えますと、仕事の面で七割まるまるふえるわけでもなからうと見ておるわけですか。

昨年度、四十三年度の場合は融資の面を見る

と、申し込みに対して三割しか融資ができなかった、こういうことですね。そこで、本年度、四十四年度については、これからでございますけれども、いまの見通しとして融資の面等については何割くらい今年度の予算措置で需要をまかない切れるのか、あるいは土地造成等につきましてもどの程度需要に応じ得るか、この点をひとつ見通しでもけつこうでありますか。——といつてもすたあなたの方には殺到しているということだから、見通しどころかも確定したようなことになるかもしませんが、そこら辺の事情をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○有馬参考人 今年度の見通し、ただいま私ども作業をいたしておりまして、正確なところは、正直なところ土地の造成につきましても非常に努力いたしまして土地の買収に当たっては非常に努力いたしておりますが、これがなかなか見通しどおりには買えないというのが実情でございます。したがって見えて、正確にいま見通しを申し上げかねるのでございますが、少なくとも現在計画いたしておりますところの土地の買収が順調に進みます限りは、本年度の資金といふものがかなり苦しくなっていく見通しでございます。今後閉山などがございまして特別措置がとられなければならぬといふような場合がございまして、その地域に対する手当てもしなければなりませんので、資金的にもなお多ければ多いほうがありがたい、こういうふうにご覧いただいております。

融資のほうにつきましては、これは年間を通じて申請がございまして、ただいまの段階でもって申し上げることは非常に困難でございます。また一方いろいろ、できるだけよい企業を誘致してくる、優秀な企業を誘致いたしまして地域の振興をはかるというために、積極的にこちらから大いに働きかけてまいりたいというふうにも考えております。そういう面におきまして、ただいまの融資率三〇%というのは申し込み額の三〇%でございますので、いわゆる所要資金の約三割を

四十四年度につきましてはこれがさらに上げられるように努力をいたしておりますが、目下のところまではつきりとした見通しまでは立て切れませんが、できる限り四割以上のものにいたしていきたい、こういうふうにご覧いただいております。

午後零時五分休憩

○平岡委員長 この際、十二時三十分まで休憩いたします。

午後零時四十三分開議

○平岡委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。大橋敏雄君。

○大橋(敏)委員 端的にお尋ねいたしますが、中小企業債権については閉山交付金による弁済率は従来約二〇%から三〇%だ、今回はそれはどの程度まで引き上げられるか。先ほど田畑委員への答えでは五〇%程度というふうなお話を伺ったような気がするのですが、もう一度この点確認したいと思います。

○中川(理)政府委員 先ほどお答えいたしましたように、一般交付金の制度を選んでくる場合、これはどちらかといいますとあまり債務額が過重でない場合だろうと思っておりますので、その件を別といたしまして、特別交付金を申請してくる場合のことを考えますと、おおむね五〇%程度と申し上げたのでございますが、トン当たり一千円という片方の基準がございまして、債務額が非常に多い場合には五〇%を下回ることがあると思っております。ここで諸先生方に五〇%程度と申し上げております以上は、私どもの気持ちとしてはできるだけ四〇%強五〇%までというところにとめたという感じでございます。

○大橋(敏)委員 実は産炭地域の炭鉱と運命をもにしている商工業者であるわけですが、皆さんが強く感じていることは、金融債権の問題にして、あるいは炭鉱従業員の未払い賃金あるいは退

職金、これにはかなり手厚い保証がなされてい  
る。これに比べて商工業者、中小企業者は非常に  
差別を受けているような感じがするのです。これ  
は退職金あるはこうした賃金の保証と同等に引  
き上げてもらいたい、こういう強い要望があるわ  
けです。いま四〇〇程度ですか。

○中川(理)政府委員 昨日の委員会でもお答えい  
ましたように、労働者債権と一般債権とに対  
して、国から交付いたします特別交付金の額をき  
めるにあたりまして、両債権のバランスをどんな  
ふうにとつたらよからうかというところは確かにい  
ろんな議論のあるところであろうかと思つてわけ  
でございますが、私どもが労働者債権を大体七五  
と考へ、一般債権を五〇と考へておりますゆえ  
んのものは、一つには今後の石炭産業の再建とい  
う角度でものを考へました場合に、労働者の確保  
と申しますか、労働力の安定なくして石炭産業の  
再建ということは不可能でございますので、働く  
人たちにあまり迷惑をかけない、それからまた現  
在働いている人たちが現実起こる終閉山を目の  
前に見まして、その際の離職条件があまりに悪い  
ということから、将来の石炭産業への従事につ  
いて悲観的な判断をすることがあつてはいけない  
ということが労働者債権に對しまして他の債権と格  
差を設けて優遇をいたそうと考へておるゆえん  
でございます。

それと比べて、少し冷たい言い方もしれ  
ませんが、その他債権というものは通常の経済活  
動、取引、これも一般論でございますから、そこ  
と取引をしなければいけないというような  
状況にある人もいらつしやることは重々承知して  
おりますけれども、本来あぶない会社とは取引を  
なさらぬというような選択の自由のある商工業者  
ということ考へますと、労働者との間には若干  
の格差があつてもやむを得ないではないか、こ  
う考へたわけでございます。

なお金融債権につきましては、これは一般債権  
と同じく考へております。実質的な開きが出てき  
ますのは、御指摘のとおり抵当権を持つてい

いうことが働いてくるわけでございます。今回の  
制度は清算をしたあとでの未回復の債権に對して  
見るということでございます。その前に抵当権が  
優先するのは一般法制でございます。その前に、実質問  
題は別にいたしまして、労働者債権以外のものを  
五〇と考へたというところは、現行法制、現在の  
経済制度のもとにおいては当然のことではなから  
うかと思つております。

○大橋(敏)委員 それでは大臣が見えましたが  
で、田畑委員と交代して、あとでいまの続きを質  
問したいと思つております。

○平岡委員長 田畑金光君。  
私の本格的な質問は今後の機会にまつことにしま  
して、きょうは産炭地域関係の中小企業債権につ  
いての法律をめぐる質疑でありますので、私、産  
炭地域の振興の問題について端的にひとつ御見解  
を承りたいと思つております。

今度の答申を見ましても、産炭地域振興事業団  
の充実強化ということが強うたわれておりま  
す。先ほど同事業団の有馬理事の話によれば、昨  
年の事業団の融資は、需要に對して三割前後しか  
融資ができなかった、ことはおそらく四割前後  
にはしたい、こういう答申です。事ほどさうに  
産炭地域には、団地の造成、これに伴つての企業  
進出、同時に事業団に對する融資の申し込み等々  
がなされておるわけでありませぬ。

そこで私、本年度の石炭予算全般に對しての問  
題について触れたいと思つておりますけれども、これも  
時間の制約があるから後日に譲りますが、石炭の  
予算に對しては、石炭対策特別会計法によれば、  
なるほど大蔵大臣、通産大臣、労働大臣が所管大  
臣ということになっておりますけれども、第二条  
の第二項を見ますと、この予算の管理全体につ  
いては通産大臣が最高の責任者であるわけでは  
ないことを考へてみたときに、私はこの予算の  
配分等についても考へてみまされ、私はこの予算  
じゃないか、こういう見解を強く持つておるわけ  
です。これは、來週に炭産離職者臨時措置法の一

部改正法に對しての審議がなされますが、労働省  
関係の離職者予算はことしは二十五億四千六百万  
ふえて七十六億三千六百五十七万のぼつておる  
わけですね。この中で私に特指したいのは、元來  
労働者関係の予算は、一般の失業対策事業を見て  
も、失業対策事業に吸収する事業で毎年減らして  
きておるわけですね。同時にまた、緊急就労事業と  
いう炭産離職者オンリーのこの予算措置について  
も、緊急就労事業に吸収する炭産離職者は毎年減  
らしてきておるわけですね。ところが今度の予算  
においては、産炭地域開発就労事業補助金とい  
う名前で二十五億二千三百万、吸収人員三千二百  
名、こういう予算が出ておるわけですね。今後予  
測されるいろいろな炭産の閉山を考へた場合に、炭  
産離職者を吸収するとなれば、緊急就労事業とい  
う予算項目ができて、そこへ吸収するといふよう  
な仕組みになっておるわけですね。したがつて、私  
は、離職者予算をけちをつけるわけではございま  
せんが、やろうとすれば、そういうような内容を  
強化してできるのではないかと。新しく二十五億に  
のぼる予算が今度計上されておる。この予算の内  
容は、結局産炭地域振興に關連する仕事をやるこ  
とだと私は思つております。それは雇用対策の面もある  
し公共事業の充実という面もありましようが、私  
が申し上げたいことは、この予算全部無意味とい  
うわけではございませぬが、こういう予算とい  
うものをとつと産炭地域振興全体の立場に立つて考  
えていくならば、産炭地域振興事業団が土地の造  
成についてもあるいはそこに誘致される企業の融  
資の面についても一生懸命やっておるんだが、こ  
れは非常に予算の面で窮乏なんです。そうして、  
先ほど申し上げたような融資の需要に對しても、  
昨年は三割しか貸し出しができていない、こうい  
う実情なんです。今回の審議会の答申を見まして  
も、そして昨年暮れの産炭地域振興審議会の部会  
の報告を見ても、事業団の充実強化ということ  
うたつておる。それを考へてみますならば、通産  
大臣が石炭関係予算の主管大臣という責任ある立  
場に立つてなめてみますならば、こういう予算

のあり方や編成についてをもつと考へるべき余地  
があつたんじゃないか、こう思つておりますが、この  
点について大臣は十分配慮なされたのか、かれこ  
れ均衡のとれた予算措置としてこの予算を出され  
たのかどうか、この点をまず第一点として承つて  
おきます。

○大平(國)務大臣 産炭地域の振興問題でございま  
すが、これはいままで、田畑委員も御承知のよう  
に、政府の地域振興が、あるいは特定工業地域整  
備計画でございまして、あるいは新産業都市計  
画でございまして、産炭地域振興計画でござい  
ますとか、そういう臨時的な計画に主力が置かれ  
ておつたわけでございます。ところが、なかなか  
期待どおり実を結ばないという不満もあり、当初  
希望したとおりはなかなか政府の施策も行き届か  
ないといふようなことについて、いろいろ不満が  
あつたのでございまして、今度政府のほうでは、  
一番大きく考へまして、そういうようなやり方  
ではなくて、またそういうやり方に限界があるの  
というので、総合開発計画をべん練り直そうと  
いうことで進めておられますことは御案内のとおり  
でございます。私は今度の新総合開発計画とい  
うものが一番計画らしい計画になつてきたのでは  
ないか、そういう基礎を踏まえた上で、いままで  
やつてまいりました産炭地域振興計画等ももう一  
度見直して、足らないところを補つていかなけれ  
ばいかなんじゃないか、力点の置き場所を考へてい  
かなければならぬのではないかと、そうまず第一に  
考へます。

それから、第二点といたしまして、産炭地域の  
振興計画ばかりでなく、ほかの計画もそうござ  
いますけれども、そこに企業を誘致をして、そし  
て定着させて雇用の機会を増大してまいるため  
に、そこにふさわしい経済の客観条件がきま上  
がらなければならぬので、道路、港湾、工業用水  
その他工業基盤の育成整備ということが先行せね  
ばならぬことでございます。そういう方面は、乏  
しいながら政府もこれまでやつてきたわけござ  
います。工業用水のほうは私どもの所管でござ

ますので、鋭意予算的措置を講じてまいってきておることは御案内のとおりでございます。

それから、第三の問題として、しかしながら、非常に幸いにいたしました。幸い不幸ながら、はわかりませぬけれども、過密地域への過密化が非常に進みまして、どうしても東京、大阪中心で工場、立地を満たすというようなことは、労働力の面からも、地価の面からも、あるいは公害の面からも、望ましくないし、またそろばんには合わないようになってきたということで、御案内のように最近非常に工場の地方に対して分散の希望が出てきております。このことは、これからの産炭地域の振興計画を立てる場合において非常に有力な刺激になるのではないかと考えております。それに対しては、いま、事業団の融資規模あるいは政府の予算ということについての言及でございます。また、御案内のように開発銀行あるいは北東公庫、そういうものには地方資金のワックが増額されて用意されておりますことは、御案内のとおりでございます。それから、従来の、普通の金融あるいは中小企業金融の現存の制度は、そのまま適用されるわけでございますが、それでは足りないというので、いろいろの特例措置が産炭地についてとられておりますことは御案内のとおりでございます。まして、そういったものを組み合わせてまいりますならば、当面の需要におっつかうつ追いついていけるのではないかとということで予算を編成いたしましたわけでございます。しかし、御指摘のように、希望に対して充足率が必ずしも高くないということとはたいへん残念でございますが、この振興に際しまして、金融にいたしましては、弾力のあることでございますから、いろいろ不足を来たすとかいうような場面におきましては、主管大臣といたしまして、年度の途中でございますし、も、配慮してまいらなければならぬ責任があると思うのであります。十分の配慮を加えていきたいと思っております。結論といたしまして、この予算並びに合理化事業団の融資力あるいは予算措置ばかりでなく、いろいろな方面の措置を、あなたの

おっしゃったとおり懸命に組み合わせた上で振興に役立てるようによっていきなさい。それが足りない面につきましては、今後一そう配慮してまいりたいと思っております。

○田畑委員 大臣は答弁の中でいろいろ述べておられますが、私が端的に申し上げたいことは、なるほど総合開発計画として一度全般的な立場から見直すということが必要であると思っております。ただし、現実には、産炭地振興事業団が、御存じのようないくつかの地域のためにいろいろ仕事をやってきたわけでございますが、今後その仕事をますます強化しなくてはならぬ、こう考えておるわけですが、ところが、一方において予算の制約その他が非常にあります。そして、今回の八百八十五億の予算の中で、あまりそこにだけ向けたのでは、今度はまた前向きに予算の制約がある、こういうようなことを考えたときに、予算の適正配分ということも一番大事なことだと思っております。そういうようなことを見たとときに、労働省所管の、この新しく頭を出してきた産炭地開発就労事業費二十五億数千円という予算などについても、すでに緊急就労対策事業というものがあつて、それはしかしだんだん減らしてきて、ところが途中でまたこういうものが出てきた。どういふ仕事をやるかというのをこれから深く追及はしますが、このような予算措置、このような予算があるならば、もつと産炭地全体の立場に立つて仕事をやり得る事業団をして強化したらどうか、こういうことを私は申し上げたいわけなんです。ましてや、聞くところによると、この労働省関係の出してきた予算というのは、筑豊だけを考えておるといふような予算だというわけがあります。私は筑豊でないから言うのじゃありませんよ。いやしくも一國の予算の運用というのが一地域のたためにか、そういう配慮でもって予算を組むということ、最も許せないことだと私は強調したいと思っております。この点後日の機会に徹底的に私は追及したいと思っておりますが、いやしくも産炭地のためにある予算が、一省や一県

や一部局のためにというふうな予算の運用というもの、私は許すことができぬと申し上げておるのです。こんな予算の運用については、主管大臣として大平通産大臣は、この辺の事情も万幸御承知の上でこんな予算を組んだのかどうか。もしそのような予算の余裕があるならば、振興事業団、せつかくこまごまできていたる事業団をもつと強化したかどうか、こういったことが第一の点。

時間がありませんから、第二点として御質問いたしたいことは、この産炭地振興事業の窓口行政の一本化という問題ですね。これがいま御承知のごとく、いろいろな省にまたがってなかなかうまくいかぬ。そこで昨年の十二月二十五日の審議会を見ましても、あるいはまたこれは昨年の十二月十九日、産炭地振興審議会総合部会報告の最後の附帯決議の中にこう書いてあります。「新石炭政策に即応して、今後の産炭地振興対策は、これを抜本的に強化するとともに、早急に実施に移す必要があるが、実施主体が多数の省庁および政府関係機関あるが、地方公共団体等に分散しているため、対策の総合的、計画的かつ強力な推進が必要とする。十分に確保されたい。」「この点を指摘しておるわけでありませぬ。現にまた私たちが昨年九州に参りましたときに、これは福岡県の市長連盟から強く、たとえは産炭地振興庁というふうなものも設けて、産炭地対策の一本化をはかってもらいたい。庁を設けるか設けないかは別といたしまして、窓口一本化はぜひ必要ではないか、この点については通産省としては、どのようにしようとしていられるのか、この二点だけをきょうは承って、質問はまた後日に持ち越しします。

○大平国務大臣 予算の、与えられた原資の配分のバランスの問題でございますが、申すまでもなく今度の石炭予算は、石炭産業の再建それから労働者対策、保安対策(そういつたことが重点になります)でございます。石炭対策としての性格上当然だと思っております。したがって、その中で労働者対策といたしまして、労働省のほうでたいへん御熱

心になっていただいておりますことは、私どもとして歓迎しておるわけでございます。ただ産炭地振興対策にいたしまして、それとのバランスを失しないように私どもも相当配慮いたしておるつもりでございます。そのバランスが適正であるかどうか、御意見でございますけれども、そしていま御意見にも十分拜聴すべき点がございますけれども、私どもの気持ちとしては、石炭対策の性格にいたしまして労働者対策、保安対策というものには特に力点を置かなければならぬ、労働省にたいして熱心にやっていたこと、その点は御了承をいただきたいと思っております。

それから第二点といたしまして、産炭地の行政の一元化の問題でございます。これは検討しとおっしゃれば、私も検討するにやぶさかでないのでございます。私の方では、地方振興の立場から自分の問題として産炭地問題を取り上げていたたかなければならぬと思っております。労働省は労働省として、労働行政の労働者の福祉という立場から取り上げて、これも御自分の事業としてほ政策の立場から私どもはもちろん固有の責任があるわけでございまして、それぞれ自分の仕事としてやっていたら、多少田畑さんがおっしゃるやうに、連絡が不備でございます。一元化をいたしたいとは申せませんが、むしろそういうやり方のほうが私は実効があるのではないかと考えますけれども、しかし、私もこの問題につきましても少し実態を勉強させていただきます。改善すべきものがございすれば、十分検討いたしたいと思っております。

○田畑委員 質問はこれからたくさんありますので継続しなくてはなりません。きょうは時間の



ですが、不正など及びもつかないまじめな方々が非常に迷惑しておる。通産省として、すでに現地へ調査団を派遣した、かように報道されておりますが、これは事実ですか。

○藤尾政府委員 実はこの前の通産局長会議のときにその話を承りまして、私自身が行くつもりでございます。でございますから、調査団といいますが、これはまだ派遣はいたしておりませんが、これは私自身が参ります。と申しますのは、御指摘のとおりでございます。産炭地域の方々の閉山に伴いまして受けられますいろいろな御損害、御影響といわれるものが、事金だけで済むということでございますならば、それはそれなりに私どもの対処のしようもあるのでございますけれども、それが御指摘のような、一応協議の上で離婚の形をおとりになる。そうして片一方では母子福祉年金をおもらになつて、片一方では失業保険をおもらになつて、片一方では行なわれて、そういったおとなの行為といわれるものがだんだんと今度は炭鉱地域の青少年の間にまで入り込んでまいりまして、そうしてそこに私たちがとしては非常に憂慮をいたさなければならぬような精神上のいろいろな欠陥が出てまいるといふことになりましては、これは国としての一大事でございます。事は金で片づかない。どんなに金をつぎ込んで回復のできない心の問題でございますから、心の痛手をそこで終閉山によつて起こさせる、そういうことがまた流行するといふようなことでは、私もその衝に当たるといふようなことでも、この問題について、簡単に金で済ませるといふようなことではない、かように考えますので、私自身が現地を訪れまして、十二分にその実情をはたで感じさせていただいて、どういった措置をとればその精神的な破壊が救われるのか、その地域全体の立ち上がり助けられるのかという基本的な問題をひとつ追求してみたい、かように考えておるわけでございます。どうか、委員の皆さま方におかれましては、この問題につきまして、単にこういつたいろいろな措置の中でおおい

得ない大きな傷あとになるというふうなこともお考え合わせいただきまして、国会全体としてこの問題とお取り組みいただき、何らかの措置をおとりになつていただきたいことだ、かように念願いたす次第でございます。

○大橋(敏)委員 では最後に一言。この問題は通産省だけでなく厚生省、労働省にも関係することでありまして、連携を密にとられて、ほんとうの意味の是正をお願いしたいと思います。

以上であります。

○岡田(利)委員 昭和四十四年度の予算の中にある十億円の産炭地地方自治体に対する交付金について、予算も四月二日には成立するわけですから、具体的な構想が当然固まっておるのではないかと、こう思いますので、この際明確にしたいと思いたいと思つておる。

○中川(理)政府委員 御承知のように、石炭鉱業の合理化対策の進展とともに、石炭鉱業に強く依存しておられます産炭地域の地方公共団体の財政状態というものが、鉱産税を中心とする地方税収の減少と失業対策費でございますと生活保護費と、か、こういうものの特別な財政需要の増大によりまして、非常な窮乏化をいたしておるわけでございまして、行財政の運営がきわめて困難になつております。

そのような状況に対処しまして、産炭地域道県につきましても地方債の優遇措置、それから市町村につきましても特定公共事業についての補助率の引き上げということをしていただいておりますが、しかし終閉山による疲弊の著しい六条市町村につきましては、財政力の不足から必要な事業の実施が思うにまかせず、現行の補助率引き上げ措置について、その十分な活用がはかれない状況にございまして、このような終閉山による影響を受ける六条市町村の財政そのものに対して所要の援助を行ない、必要な事業を実施し得るよう措置する必要があると思つて、新たに産炭地域市町村に対する臨時的な交付金制度を設けること

にいたしたわけでございます。

どのような基準でこれを考えているかという御質問でございますが、原則といたしまして、財政疲弊の根源でありましてこの石炭鉱業の終閉山という事態に対処いたしまして、六条市町村に對しまして閉山量に應じて交付金を支給するといふのが大原則に相なるわけでございます。その際、終閉山は単に今後生ずるもののみではなくて、過去五年間、昭和三十九年から四十三年までにおける終閉山による影響といふものもある程度はこれを救済する必要があるかと思つておる。なお交付期間等につきましては、終閉山後四年間といつたような形で通減方式を考えていつたらどうであろうかというふうなことがいま頭の中にあるわけでございます。トン当たり六十五程度というふうな目安をもちまして、当該市町村の財政力指数等で調整をいたそう、かように考えておる次第であります。

○岡田(利)委員 今日産炭地振興事業団において産炭地のために各種の企業に対する貸し付けが行なわれているわけですが、その中で北海道の産炭地私鉄に対する貸し付けも一部行なわれておるわけですが、この点については現在大体どういふ実績になつておるか、概略でけっこうです。それと同時に、産炭地鉄道は産炭地域にあるわけですから、炭鉱が終閉山になつていく、輸送量が減つてくると、炭鉱に依存しないので鉄道経営といふものがある程度考えらるという方向がこれから検討されてまいらなければならぬと思つておるわけですが、したがって産炭地鉄道に対しては、特にそういう特殊性にかんがみて、ある程度、積極的な支援をする、貸し付け対象として見詰めていく、こういう態度が大事ではないか、こう私は思つておるが、これらについて局並びに事業団のほうから御説明願いたい。

○中川(理)政府委員 具体的な御質問でございますので、産炭地振興課長からお答えをさせます。

○真野説明員 それではただいまの岡田先生の御質問に対してお答えいたします。

産炭地関係の私鉄及びその関連企業に対する融資につきましては、従来も実績がございますが、ちよつと詳細手元にご覧いただけますので、もし御必要ならばまとめて後日提出いたしたいと思つておる。

それから、たゞ基本的には、たゞか雄別鉄道関係だつたと思つておるが、石炭関係私鉄の合理化のために、かつて融資した実績がございます。できるだけこういう産炭地に定着しておる企業に対する合理化あるいは規模の拡大融資については従来も配慮いたしてきたところでございます。今後ともいふ具体的な事例に應じて考えてまいること、は、いままでの方針と変わらないわけでございまして。

○岡田(利)委員 本件はしばしば問題になつておる点でありまして、特に北海道の場合には国鉄が開設される前に炭鉱が開発をされた。したがつて、専用鉄道を持たなければならぬ、こういう歴史的な経過があるわけですから、特に産炭地鉄道関係の面について特段の注意を払つて、ひとつその対象として十分配慮されるように、この際期待をいたしておきたいと思つておる。

次に、いままでの産炭地振興対策の中では、いわば通産省の直接の予算として、活性炭の工場建設の問題あるいは無煙燃料工場建設の問題、また九州地区では軽量骨材等の問題があるわけですが、これはいわば政策上、産炭地振興策の中核的な企業であるわけですが、遺憾ながらいづれもまだ日の目を見ていないということ、せつかく予算をつけながら、実現を見ないということは、結局産炭地振興の中核企業といふものは政府がやつても育たないのかという、こういうしりりというものは免れないのではなからうか、こう思つておる。この点についてはその後どのように検討されておるか、また今後どういふ展望があるのか、お答え願いたいと思つておる。

○中川(理)政府委員 お尋ねの件は、産炭地振興事業団の出資事業についていままでの経過ある

いは今後の展望、こういうことだと思ひます。御承知のように、四十四年度の予算額では、四十三年度五千万円というのに対して、一億五千万円の予算をお願いしておるわけでござい

地域の選定にあたりましては、今後の終閉山の進行度合い、長期的な地域振興の見地から見まして、企業導入の必要性あるいは適地適性企業の立地等の諸要件を勘案いたしまして、重点的にそしてまた機動的に実施したいと考えておりますが、当面は問題になっておりますのは、北海道においてメリビアーゼというものの製造事業の企業化を検討いたしております。これはん菜糖の製造過程において使用される種の酵素でござい

す。通産省の発酵研究所が開発しました画期的な技術をもとに行なおうとするものでござい

目下関係者とも十分連絡をとりつつ詳細な検討を進めておる段階でござい

その他考えられますものとしたしましては、北海道の農村地帯の未利用のわらを加工する建材の企業化、それから農業用機械の製造事業の企業化、こういったものについてもあわせて検討したいと思ひ

ます。なお、御指摘のございました、いままで話題にのぼってございました活性炭の製造事業でござい

ます。これは率直に申しまして、若干難航いたしております。その点の経緯を簡単に御報告いたしたいと思ひ

ございまして、新しい対策によります炭鉱会社の反応というものも十分見きわめる必要が新たに出現してまい

つたということもござい

ます。それから、この活性炭並びに無煙燃料は、両方とも製品の長期かつ安定的な需要の見通しというものを得るために、正直に申しまして、なお若干の期間を必要とする、こういう感じ

でござい

ます。御案内のように、電気事業における排煙脱硫そのものも技術的な難点あるいは経済的な難点にぶつかって

おりました、これらの見きわめがないこと、これに大幅な需要を期待して

おるといふこと、でございますので、当該活性炭製造技術の上で、いま申しましたような問題点があり

ます。これを使得てくれる側のほうにも若干問題がござい

ますので、いま残念ながら足踏みをしておるといふ状況でござい

ます。以上の問題点につきましては、現在も慎重に検討をいたして

おりました、これらの問題点の解決をま

つて実施に移していきたいという気持ちでおるわけでござい

ます。○岡田(利)委員 これからの産炭地振興計画を見ますと、

いわば大型プロジェクト化していくという展望がなされて

おるわけですが、私はこの方向というものはやはりけ

つこうなところだと思つたのですが、しかし、地域によつては大型団地を造成いた

しまして、はたしてそれだけ企業が進出するか。まず地域別に検討いたして

まいりまして、なかなかそうまいらぬ地点も多いわけ

です。たとえば、筑豊のようにまとまっておる地点ならば、大型化していくという方向がこれからとられてまい

ると思ひますけれども、北海道のような場合は、炭鉱自体が

沢地にある、こういう意味で、また北海道開発の展望から

考えても、そう大型な団地をつくつてもなかなか売

り先めどが立たない。したがって、やはり一方において

大型化の方向を自ざすけれども、実情に沿つてむしろ

中ない小型の団地をつくり、配置をしていく、こういうき

めこまかな方向というものがどうしてもとられな

ければならないのではないか。こういう点についてどう

いうお考えであるかという点が第一点です。それから

第二点は、産炭地振興の事業をすつと検討して

まいりまして、立地条件のいいところはかつてあまり

炭鉱がなかった。またそれにかわるべき産業というもの

がある。たとえば宇部地区のような場合が典型的な例

であるかと思つたところ、ところが、その場合には進出

企業があるからといって、そういう地点がど

んどん開発されてまいりまして、ほかの地点に金が

回らない。資金不足を来たすという矛盾があるわけ

です。事業として見れば非常にやりい

いし、当然企業もくる、効果もあがるということ

になるのですが、この点は当然今日の資金量から

考えても調整しなければならぬ段階にきてお

るのではないかと、私はこの思ふのですが、この二

点についてお答え願ひたいと思ひ

ます。○中川(理)政府委員 端的な結論として申し

上げまして、御指摘の点には異論はござい

ません。中核的な企業を誘致して、波及効果の大きい形

での産炭地域の振興をはかるということでの大規模

団地というものは、私どもの政策理念として一つ

持っております。しかしながら地域の特性という

ようなものもありますので、一がい

に大規模団地だけに走るといふことでは

なくして、それぞれの事情に合致した

ものも考えていくという先生の御趣旨には、私

ども全く同感でござい

ます。第二点の地域別の問題でござ

います。宇部、常磐といったところは非常に投資

効果のいい形で事柄が進んでおります。それ

に反して、先ほど来有馬理事のほうから話も

ございまして、北海道は思うにまかせぬという

ようなこともござい

ます。九州でも山田市のよう

に少し入り込んだところはなかなか進ま

ないという状況がござい

ます。実は、資金量が限られてお

るという状況がござい

ますので、この辺はバランスの問題で

ございまして、どこを重点として

い

ふておるべきか、これを重点として

い

ふておるべきか、これを重点として

い

ふておるべきか、これを重点として

おるといふものがないふんあるわけでありませぬ。これらが十分成り立つように考えていかねければならぬという事は、産炭地域振興問題といたしましてはもとよりのことでございます。そこで閉山を円滑にするという事柄の中には、当然にいま申しましたような関連会社等が何と成り立つように考えていくということは、産炭地域振興政策の要請として、私どもは忘れてはいかぬことだと思っております。ただ先ほど申しましたように、比較的つながりの薄い形で仕事がある程度軌道に乗っておるものと、炭鉱がなくなると直接的な影響を受けるものと両者あるかと思ひますので、全部が全部うまくいけるというふうには私も考えておりませぬけれども、可能な限り、産炭地域振興という角度から、こういうものに対しても十分な配慮をしていきたいとは考えております。

○岡田(利)委員 産炭地域振興事業団は、産炭地域振興債券ですか、この規定が具体的に定められておるわけですが、この面の運用の実績は、過去どういふことになっておるかという点が第一点です。

第二点の問題として、先ほど参考人から述べられました融資の回転の問題です。従来二回までの回転が認められておった、しかし法の延長の時点で三回程度まで回転を認めてほしいという、そういう要望が先ほど行なわれたわけですが、この点については、実際問題としてそういう取り扱ひが可能かどうか。この二点についてひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○中川(理)政府委員 やや専門的なことでございますので、産炭地域振興課長から御説明いたします。

○真野説明員 ただいまの岡田先生の御質問でございますが、まず第一点の産炭地域振興事業団債、これが現在の法律の規定で発行できる形になっておりますが、これはいままでも発行した実績はございません。御承知のように、私どもの事業団の場合は、低利融資及び土地の造成について、

できるだけ有利な安い土地を造成するということが地域振興のために役立つ、こういう形でございます。現在までのところ、事業団債の発行の形をとりますと、金利あるいは資金コストの面で見ると、かなり高な資金になりますので、むしろ現在までのところは政府資金、財投及び特別会計の出資という形ですと運用しております。発行はいまのところいたすにはございません。

それから第二の点でございますが、これはちよつと御質問の点がわかりかねますけれども、たぶん中小企業金融公庫からの特別貸し付けの問題じゃないかと思ひますので、中小企業庁から……。

○新田政府委員 先ほどの参考人のお話の二回転を三回転にあるいは七百万とかいう問題は、少し勘違いじゃないかと思ひますが、福岡県における制度金融の御意見、これは政府としては、先ほど鉱山石炭局長が御答弁申し上げましたように、中小公庫及び国民公庫の特利限度を百万円から三百万円に引き上げるよう、現在大蔵省と折衝中でありませぬ。

○岡田(利)委員 時間がありませぬので、最後に一問大臣にお伺いしておきますが、炭鉱が閉山になって、土地が炭鉱会社の所有になっておる地点があるわけですが、筑豊にもございませぬし、これからもそういうところが出ておるわけですか。ところが炭鉱は閉山になっておるわけですから、この土地を利用して産炭地域振興策を進めていく。したがって、そのためには優先的に旧炭鉱会社の所有の土地というものは産炭地域振興事業団もしくは公共団体に土地を提供する、もちろん適正価格で提供するわけですが、この点がやはり制度化されない、これらの産炭地域振興策を進める場合、障害になるのではないか。しかも閉山になるときには恩恵をこうむっておるわけですし、また親会社が残っておれば親会社も恩恵を受けておるわけですから、この面についてはある程度義務的なものを明確にする必要があるのではないか、この私は考えるわけです。いわば肩がわりなら肩が

わりをする場合に、閉山になった、それに買い上げをした土地が残っておるわけですから、その土地については民間にばらばらに売るのはなく、適正な価格で事業団もしくは公共団体に優先的にやる、そういう方向をやはりつけなければならぬのではないか、こう思うのですが、この点についてひとつ見解を承っておきたい。

○大平(内務)大臣 産炭地域振興対策といたしましては、いろいろの先行投資をいたしまして基盤を確立してまいらなければならぬわけでございます。いま言った土地問題、とりわけ閉山炭鉱が持つておりました土地の処理、しかもそれを振興事業に充当していく場合の制度的なメカニズムをどうするかという問題でございます。仰せのとおり確かに検討に値する問題だと思ひますので、これは私ども真剣に検討させていただきます。

○平岡(委員)長 本案に対する質疑は、これにて終了いたしました。

○平岡(委員)長 これより討論に入るのであります。別に討論の通告もありませんので、直ちに採決に入ります。

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○平岡(委員)長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○平岡(委員)長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○平岡(委員)長 参考人出席要求に関する件についておはかりいたします。

石炭対策に関する件について、来たる二十一日、北海道大学教授磯部俊郎君を参考人として出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○平岡(委員)長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、来たる二十六日水曜日午前十時より委員会を開会することとし、本日は、これに散会いたします。

午後一時五十二分散会